## 東京医療保健大学紀要委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学は、紀要の編集及び発行等を行うため、紀要委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 紀要の編集方針
  - (2) 投稿論文の募集要領
  - (3) 投稿論文の査読者の選定
  - (4) その他紀要の編集と発行に必要な事項

(構成)

- 第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。
  - (1) 大学経営会議で任命する専任教員
  - (2) 研究協力部長
  - (3) その他委員会が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 前条1号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合には、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長を置く。委員長は、大学経営会議にて任命する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、研究協力部で行う。

(規程の改訂)

第7条 この規程の改廃は、大学経営会議が行う。

附則

- この規程は、平成17年11月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 22 年 12 月 8 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。